

## 平成25年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月12日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月13日 10時00分 亀里敏郎議長宣言			
散 会	3月13日 14時50分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	大 城 勝 正 君	副 村 長	島 袋 秀 幸 君
	教 育 長	名 城 政 英 君	総 務 課 長	西 江 正 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君
	農 林 水 産 課 参 事	知 念 吉 久 君	公 営 企 業 課 長	具 志 川 豊 秀 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	宮 里 徳 成 君
	住 民 課 長	知 念 貞 博 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 政 喜 君	総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君
農 林 水 産 課 長 補 佐	西 江 忍 君	建 設 課 長 補 佐	知 念 利 次 君	
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成25年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月13日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第1号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第2	同意第1号	固定資産評価審査委員の選任について
第3	同意第2号	固定資産評価審査委員の選任について
第4	同意第3号	固定資産評価審査委員の選任について
第5	議案第16号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第6	議案第17号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更について
第7	議案第21号	伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例
第8	議案第22号	伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定について
第9	議案第23号	伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定について
第10	議案第25号	伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定について
第11	議案第18号	伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例
第12	議案第19号	伊江村営住宅の整備に関する基準を定める条例
第13	議案第20号	伊江村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第14	議案第24号	伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例
第15	議案第26号	伊江村芸能振興基金条例の一部を改正する条例
第16	議案第27号	伊江村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例
第17	議案第28号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第18	議案第29号	伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
第19	議案第30号	伊江村保育所設置条例の一部を改正する条例
第20	議案第31号	用水対策1号溜池工事（2工区）請負契約の変更について

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから平成25年第2回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 報告第1号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

報告第1号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御報告をさせていただきます。

この報告書は、去った2月27日の沖縄県町村土地開発公社の総会で議決を得て、そして地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、各市町村へ報告することになっております。別添、事業計画書を添付してありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、報告にかえさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで報告第1号は終わりました。

日程第2 同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

休憩します。

(休憩時刻10時05分)

再開します。

(再開時刻10時06分)

地方自治法第117条の規定によって、9番名嘉實議員の退場を求めます。

(名嘉 實議員 退場)

日程第2 同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についての同意を求めたいと思います。

伊江村字西江前1875番地 名嘉良雄、昭和23年9月18日生まれでございます。これまでも固定資産評価審査委員として業務に携わっていただきました。今回も引き続き採用いたしたく、ここに提案をいたしておりますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって同意第1号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

名嘉實議員の入場をお願いします。

(名嘉 實議員 入場)

日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についての御同意をお願い申し上げたいと思います。

住所は伊江村川平478番地の1 氏名 上間健雄、生年月日 昭和25年10月25日。

この同意第2号につきましては、前任者の大城健男さんが、今回辞退したいということでございますので、それに伴って後任として上間健雄をお願いを申し上げました。ところで上間氏は過去に税務課、あらゆる行政の課長を歴任しておりまして、私は精通だと思っておりますので、よろしく御審議方をお願いいたしたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって同意第2号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についての御同意をお願い申し上げたいと思います。

住所は伊江村東江前619番地の3 友寄正毅、生年月日 昭和22年12月30生まれでございます。

友寄氏はこれまでも固定資産評価審査委員として、過去2期歴任をしております、今回その任期満了に伴って、同意をお願いしているところでございますので、よろしく御審議方をお願いしたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって同意第3号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第16号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

それでは議案第16号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由並びに改正内容について、御説明を申し上げます。

まず初めに提案理由といたしましては、住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める必要があり、提案しているものです。

次のページをお願いいたします。改正条文ですが、別表第3備考1中の「3月31日現在」を「住民基本台帳関係年報の調査基準日」に改める。ということです。従来、住民基本台帳関係年報の調査基準日については、3月31日を基準日として調査をしておりましたが、年間での人口移動が特に多い時期であり、より正確な把握ができる時期に実施すべきであるとの観点から、3月31日現在での調査は、平成25年3月31日現在を最終とし、これ以後の調査は1月1日現在で行うと。そういった改正に基づく改正であります。

次の別表3の備考中2の「及び外国人登録原票」を削るとするのは、先ほど申し上げましたとおり、外国人登録法の廃止によるものであります。

附則で、この規約は平成26年4月1日から施行する。という部分であります。広域連合におかれましては、全市町村の議会の議決を得て、規約の変更について、県への事務手続のため、今回早目に提案しているところであります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

それでは議案第17号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についての提案理由並びに改正内容について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、ここに書かれているとおり、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行されることにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要であり、提案をさせているところであります。

次のページをお願いいたします。改正条文といたしましては、第4条第1項中、広域連合の処理する事務の中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」も改めるという名称の変更であります。同項第2号ア中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるということでもあります。

第5条で、広域連合が作成する広域計画の項目中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改める。

別表第3の2の部中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改め、同表の7の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める改正であります。

この中で従来、障害程度区分という部分については、障害の程度、重さということで表記をしておりますが、今回の改正によりまして、標準的な支援の度合いを示すということで、障害支援に名称変更ということでもあります。

附則で、この規約の施行日は、平成25年4月1日からと定めております。ただし、先ほど説明をいたしました「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正する規定は、平成26年4月1日からの施行としたいということでもあります。

以上、御説明も申し上げ御質疑にお答えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時19分)

再開します。

(再開時刻10時21分)

日程第7 議案第21号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

## ○ 副村長 島 袋 秀 幸 君

まことに申しわけありませんが、議案第21号の説明に入る前に、この題名ですね。伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関し、「る」が抜けていますので、挿入方お願いいたします。よろしいでしょうか。「る」が脱字になっていますので、ひとつよろしく願います。

それでは議案第21号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例の提案理由並びに条例について、御説明を申し上げます。

皆様御存じのとおり、平成24年度に防衛省所管の民生安定事業で整備した伊江村特産品加工支援施設の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項、公の施設の設置及び廃止の規定に基づき、設置及び管理に関する条例を定める必要があり、提案をしているものであります。

制定条例について、御説明を申し上げます。次のページ願います。第1条では、設置の（趣旨）を定めております。伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるという趣旨を定めております。

第2条では、本施設の（設置及び目的）を定めております。第3条で支援施設の名称を「伊江村特産品加工支援冷蔵施設」位置を、伊江村字東江前1629番、1630番、1631番及び1632番ということで、定めております。第4条の（指定管理者による管理運営）から、次のページの第15条の（事業報告書の提出）まで、第5条で（指定管理者の選定）の方法。第6条で（指定管理者の業務の範囲）、第7条で（利用料金及び手数料の決定）、第8条で（利用料金及び手数料の減免）で、第9条で（指定管理者が行う管理の基準）、第10条で（使用料金）、第11条で（使用料の減免）、第12条で（目的外使用の禁止）、第13条で（原状回復の義務）、第14条で（損害賠償）、第15条で（事業報告書の提出）ということで、本施設を指定管理者に管理、運営させる場合における、それぞれの事項を定めております。

最後のページ願います。第16条は（委任）規定でございます。

附則で、本条例の施行日を、平成25年4月からと定めているところであります。

以上、御説明を申し上げまして、御質疑にお答えさせていただきます。御審議方よろしく願います。

## ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村特産品加工支援施設の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城 勝 正 君

議案第22号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定について、提案理由を説明させていただきます。

まず、ちょっと訂正がありますので、御訂正をお願いしたいと思います。上から5行目、1 施設の名称及び位置のところで、「冷蔵援施設」と「援」が入っていますが、「援」を削除していただいて、伊江村特産品加工支援冷蔵施設に訂正をお願いしたいと思います。

それではまず、1 施設の名称及び位置でございますが、ただいま申し上げました伊江村特産品加工支援冷蔵施設、伊江村字東江前1629番、1630番、1631番及び1632番の土地に設定をしたいと思っております。2 指定する者の業務箇所、特産品倉庫として、指定管理していきたい。3 指定する団体の名称は、伊江村川平519番地の3、伊江島物産センター、代表取締役 大城勝正。4 指定の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由は、先ほど申し上げてきました、伊江村特産品加工支援施設の設置に伴って、その指定管理者を指定していきたいということの提案でございますので、御審議方をお願いしたいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城 勝 正 君

議案第23号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明させていただきます。

本案につきましても、議案第22号と同等の場所でございますが、その地域の一角として、住所が伊江村東江前の1629番、それと1630番、1631番及び1632番に設置していきたいと思っております。

2の業務の箇所ですが、黒糖製品庫、資材庫、便所（男女）、更衣室（男女）及び渡り廊下を業務箇所として定めたいと思っております。

3 指定する団体の名称ですが、沖縄県那覇市楚辺2丁目33番18号、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 砂川博紀。4 指定の期間、平成25年4月1日から平成33年11月30日までの間を指定管理者として指定していきたいと思っております。

以上、申し上げて御審議にお答えをさせていただきたいと思っております。



○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

議案第22号と23号について、同じ建物だと思うんですが、その建物内のどこを境界にするのかという図面がありますか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

名嘉議員の質疑にお答えいたします。

議案第22号、それから議案第23号、建物は貯蔵倉庫ということで、ひとつなんです、その中でこの議案第23号の中に指定する箇所ということで、業務箇所がございますが、代表者JA農業協同組合の場合は、黒糖製品庫、資材庫、それからトイレ、更衣室と。中のこのひとつの倉庫の中で物産センターと工場側を分けてあります。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻10時34分)

再開します。

(再開時刻10時39分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村特産品加工支援施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

議案第25号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定についての提案理由を御説明させていただきます。

本議案につきましては、議案第22号、議案第23号で説明した場所でございます。その場所の伊江村字東江前1627番地の3のほうを、伊江村字川平519番地の3、株式会社 伊江島物産センター、代表者 大城勝正に指定管理を指定していきたい。期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間を指定したいと思います。

ひとつよろしく御審議方をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村特産品加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

### ○ 副村長 島袋 秀 幸 君

議案第18号 伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例の提案理由並びに制定条例の条項等について、御説明を申し上げます。

まず提案理由についてですが、これまで政令で定められていた村道の道路構造の技術的基準等について、地域主権戦略大綱に基づく第二次分権一括法が制定され、これまでの義務付け、枠付けの見直しが行われ、同法の中の道路法の一部改正により、村道の新設または改築する場合における、道路の構造の一般的、技術的基準等を国の定める基準を参酌した上で、地域の実情に応じて、条例で定めることとされたため、本村においても、それらの基準を条例で定める必要があり、本案を提出しているところであります。

なお、本村の条例における技術的基準等については、国の参酌基準のとおりであります。また、道路法30条における道路の基準等につきましては、13項目について、この基準を定めるようになっておりまして、そのうち10項目について、地方公共団体が定めるという部分で、3つの部分につきましては、従来通り政令で定めると。この3つの部分につきましては、道路の構造の基準の中で、通行する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対応するような強度、これについては、従来どおり国で政令で定める。それ以外の幅員、線形、視距、勾配、路面、配水施設、交差または接続、待避所、横断歩道橋、柵、その他安全な交通を確保するための施設については、市町村道においては、市町村の条例でその基準を定めるという部分で、地方分権一括法の制定に伴う本条例の制定となっております。

次のページをお願いします。条例の内容等について、御説明を申し上げます。第1条では道路を新設し、または改築する場合における村道の構造の一般的技術的基準等を定めると。条例の趣旨を定めております。

第2条では、この条例において使用する用語の定義を定めております。第3条では、道路の区分を定めております。第4条の（車線等）、第5条の（車線の分離等）第6条の（副道）、第7条の（路肩）から、次のページに移りまして、第8条の（停車帯）、第9条の（自転車道）、第10条の（自転車歩行者道）、次のページをお願いします。第11条の（歩道）で、第12条（歩行者の滞留の用に供する部分）、第13条の（植樹ます）、第14条の（植樹帯）までは、先ほど申し上げました市町村の条例でその基準を定める幅員について、それぞれ定めている規定であります。

第15条については（設計速度）を定めて、設計速度については、規則で定めるという委件規定であります。

第16条の（車道の屈曲部）から第17条の（曲線半径）、第18条の（曲線部の片勾配）、第19条の（曲線部の車線等の拡幅）、第20条の（緩和区間）までは、同じく道路法第30条に定める線形に関する基準について、そ

れぞれ定めているものであります。

第21条は（視距等）について定めております。第22条については（縦断勾配）については、規則で定めるという委任規定でございます。

次のページをお願いします。第23条の（登坂車線）、第24条の（縦断曲線）、第25条の（舗装）、第26条の（横断勾配）、第27条の（合成勾配）までにつきましては、同じく道路法第30条で定める道路基準の勾配の基準について、それぞれ定めているものです。第28条については、（排水施設）の設置について定めております。

次のページをお願いします。第29条（平面交差又は接続）で、第30条の（立体交差）につきましては、交差または同じく道路基準で定めるべき交差又は接続についての基準を定めてあります。次の第31条（待避所）につきましては、規則で定めるところにより、待避所を設置するという規定であります。第32条の（交通安全施設）、（凸部、狭窄部等）この第32条から次の第39条までは、横断歩道橋、柵、その他、安全な交通を確保するための施設については、いろいろそれぞれ定めているものであります。

最後のページをお願いします。第40条（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）、第41条（歩行者専用道路）、第42条（自動車専用道路と道路等の交差の方式）、第43条（有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識）、第44条の（道路標識の寸法）等の基準については、それぞれ規則で定めるという委任規定でございます。第45条も、その他必要な事項については、規則で定めるという（委任）事項となっております。

附則で、この条例の（施行期日）を、平成25年4月1日から施行する。ということも第1項で定めておまして、第2項でこの条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、当該規定は、適用しない。という（経過措置）を定めています。

以上、条文が長くにわたりまして、ちょっと割愛して、要約して説明を申し上げましたが、皆さまの御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

ちょっとお聞きしたいのですが、緩和曲線が今、これクロソイド道路、村で今後入っていますかね。道路に関して曲線の半径。前は県道は結構、これクロソイド入っていたんですが、村道としては今、計画にクロソイドも入っているか。それと合成勾配になりますよね、そういった道路が今あるのかどうか。お聞きしたいのですが。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。緩和曲線につきましては、おっしゃるとおり県道とか、それから基幹、大きい道路、幹線道路等については、村道については、基本的に単曲線、クロソイドとかはやっていません。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻10時53分)

再開します。

(再開時刻10時54分)

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

議案第18号 伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例が今、提案されていますけれども、伊江村道路のという名称なんですけれども、それ水兼農道、農道も含んでおりますでしょうか。まず1点目。

この基準を定める、わかりやすくいえば、法律の範囲の中で、各市町村のある程度の条例や規則によって、それぞれの村やまちにあった道路の作り方をしているという。そういう解釈の仕方よろしいのでしょうか、まずは。この2点をお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。今回の条例につきましては、基本的に村道を認定されている中で、整備する道路について適用するということですので、水兼農道等に関するものはまた、一概にこれに適用しないということになります。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

先ほど、建設課長から農道についての答弁がありました。建設課長は農道については、あくまでも道路法という部分ですから、それは当たっていますが、これまでの伊江村の経緯として、農林省の事業で整備をした。農道もその後、村道に認定していくという事務手続をとっていますので、この技術的な基準の範疇ではありませんが、当然その中で濃道の整備も施工していくということになるかと思えます。

あと、この2点目につきましては、先ほど地方分権一括法の中で、地域の実情に即して、山城議員がおっしゃるとおり、多少の幅をもって道路の構造で工事はできますが、あくまでも道路構造例の中で、国が定めるその辺の基準の中での制約はあるという部分であります。これまでの経緯の中では、道路構造例の中でおきますと、特に幅員、車道の分については、非常にこの規格が大きすぎて、なかなか補助対象、要件に該当しないという部分がありましたので、今後はその辺の技術的基準に基づいて、多少、車道、路肩、歩道その辺の部分小さくしても補助対象の道路に該当するようなことになるのではないかと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

今、あくまでもこの条例をつくる目的というのは、それぞれの島や市町村にあった道路構造、もちろん法律の適応の中で緩和をしてつくりなさいと。またそれぞれの括弧の(定義)とか(車線等)(路肩)とかいろいろあるんですけれども、それぞれの部分の中で規則で定めるという。たくさん規則を定めるというのが出てきますけれども、実は先ほど、水兼農道も伊江村道路として認定をしてこの中でやっていくという答弁がありましたけれども、特に土地改良区における農道、水兼道路をつくる場合、農家の皆さんから路肩の高さですね。道路をつくってその水を集めるときの道路から畑に乗り入れをする高さの部分、これは前までは法律で、農家の皆さんから意見としてもっとトラクター、車で入りやすく斜めにしてほしいとか、丸みをしてほしいとか、そういういろんな意見が出てわけですけれども、今までこれがなかなか取り入れてもらえなかったという、そういう現実があるんですよ。そこでこういう農道、水兼農道もこの条例で定める、設置して、その後でその規則をつくる場合、伊江村の実情としましては、道路から畑に乗り入れをするときの構造をぜひ、利用しやすい構造にできないものなのかどうか。またぜひそれを検討してほしい。そうしないと、せっかくつくった、道路をつくったあとで、村民やこの農家の皆さんから、「パルンカイス、イッチャイ、イジタイ、ヌブイグルサヌ」という、またそういういろんな意見が実際あるんですよ。現実的に。その辺を規

則を定めるときに、そういうことが緩和できる。お互いの意見を聞いて、そういう水兼、水を集めながら、うまくそういうこともできるような、そういう規則を定めるところは定めてもらいたい。またその辺、可能なかどうかですね。よろしくお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

ただいまの御質疑の中のこの道路から畑部分へ乗り入れする場合について、規定等で定めてほしいということなんですが、その乗り入れにつきましての規定というのはございません。つまり乗り入れの部分は、いろんなケースバイケースがありまして、ただいま議員がおっしゃる場所は土地改良区等々の中のものでありますが、その他に村道としているのは、いろんな一応、畑へとかの乗り入れは多々ありまして、乗り入れのこの高さの基準とかいうのはございませんが、先ほど言った水兼農道の構造のお話だということでもありますので、その構造につきましては、規定になくても、どんどん見直しをしていけるものだと思います。

現に、西前土地改良区のほうの水兼農道を見ますと、基本的にこの乗り入れ部分を斜めにやっている施工の事例がありますので、そういう土地改良区内とか、そういうところにつきましては、十分構造物にいろんな乗り入れしやすいようなことを、これは規定ではなく、十分対処できることだということであると思いますので、今回の規定で網羅できなくても、十分そこはいろんな土地改良の場所を見極めてできる、可能なことだと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

休憩して、説明していただきたいんですが…。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻11時02分)

再開します。

(再開時刻11時05分)

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

今、御質疑の道路のそばのこの「ふち」という御質疑ですが、それにはいろんな境界ブロックと呼んだり、あるいはくわ止め擁壁と呼んだりとかいう定義でいろいろとありますが、基本的にそのもの、ふちがいろんな、どれだということは、いろんな種類があるということですのでよろしくお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

道路工事があって、そのふち、土の流出防止の何といいますか、土止めといいますか、あれが低くて、しょっちゅう、表土が流出している箇所が結構あるんですよ。これを今後どうしていくのか。この条文には、いちいち確認できませんが、どうしていくのかですね。現場あわせの対策をやっていくのかどうか。

それから村道ではありませんが今、ナガラ線の側溝をつくっていますね、県道の。向こうは畑よりも相当低い場所があって、側溝の高さが。今後大雨でも降れば、畑が流されるのでないかという部分が相当あります。県道のそういう側溝をつくる時に、村側からは、村とは何の相談もないのかどうか。それについてお伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

道路を施工する場合に、畑側との高さの調整を、この道路構造令とかでは、先ほどありました縦断曲線等に基づいて、高さが決まってくわけですけれども、しかし今おっしゃるとおり、道路の各通りにはやはりケースバイケースの場所がありまして、例えば右側の畑を合わせると、左側のほうが相当低くなるとか。そういういろんなケースも考えられますので、それについては、場所場所によって、いろんな高いところについて、ふち止めをしたり、あるいはまたその畑からの流出については、最善、一応は検討はしてはいましたが、中にはそういった高くなる場所が出てきます。その場合には、やはり地権者に御相談を申し上げ、やはり土止めを施して施工をさせていっているわけです。先ほどのこの道路幅員の中には含まれませんが、先ほどの地権者とそういった話をしながら対処をしていっている状況です。

次の点につきましては、県との調節につきまして、農林水産課のほうから御答弁をお願いします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

農林水産課参事 知念吉久君。

○ 農林水産課参事 知 念 吉 久 君

質疑のナガラ線の側溝の件でございますが、その整備につきましては、県営の農地保全事業、川平地区で整備している箇所だと思います。その道路については、県との調整と申しますか、どういう整備をするという調整は、村ともいたします。しかしながら、細かいふたとか、その辺の調整まではできていなかった部分もございまして、できて後、ついているふたがある部分とない部分があるかと思っておりますが、そこは設置してもらおうよう要請しているところでございます。

設計の細かいところまでの調整はいたしていない部分があります。県も農林土木と、道路そのものは土木が管理しておりまして、県の中での調整も村と合わせて3者の調整、整備前にはやりますけれども、細かい中身についての調整はやっていない部分もございます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名 嘉 實 議員

ナガラ線の件ですが、細かいところまでは調整できていないということですが、完成して初めてわかるということがあると思います。50センチぐらい差が、畑と側溝との段差があるところもあって、このままでは農地保全事業どころか、農地破壊につながるのではないかと私は思っています。今後、追加工事を要請することはできませんか。土流出防止のための。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

農林水産課参事 知念吉久君。

○ 農林水産課参事 知 念 吉 久 君

お答えいたします。

先ほどのふたの件もあわせて、この段差のほうの修正といいますか。それも担当のほうには改善するよう要請はいたしております。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 伊江村道路の構造の技術的基準等を定める条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時刻11時13分)

再開します。

(再開時刻11時30分)

日程第12 議案第19号 伊江村営住宅の整備に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

## ○ 副村長 島袋 秀 幸 君

議案第19号 伊江村営住宅の整備に関する基準を定める条例についての説明を申し上げます。

まず提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、これまで国が政令で定めていた村営住宅の整備基準について、国の定める基準を参酌して、中央公共団体が地域の実情に応じて、条例で定めることとなったため、今回条例の新規制定を行うものであります。

なお、本条例における整備基準は、国の参酌基準どおりの整備基準にしております。これにつきましても、地方分権法の第1次、第2次に基づくものであります。

では制定条例の内容について、御説明を申し上げます。

第1条におきましては、この条例の（趣旨）について、定めるものであります。第2条については、この条例において使用する用語の（定義）について、定めております。第3条の（健全な地域社会の形成）、第4条の（良好な居住環境の確保）が、村営住宅等の整備に当たっての基本的理念、改良事項について定めてあります。

第6条の（位置の選定）については、敷地の位置についての選定基準を定めておりまして、防災、居住環境、利便性等による敷地の選定をすることを定めております。第7条につきましても、（敷地の安全等）の措置を定めておりまして、崖崩れ等に対する安全な措置、排水のための有効な施設設置を定めております。

次のページをお願いします。第3章の第8条におきましては、住宅の住居の面積及び設備、附帯設備の基準措置について、第8条から第13条まで定めておりますが、第8条におきましては、（住棟等の基準）ということで、日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等の防止等に配慮するということでございます。

第9条（住宅の基準）につきましても、防火、避難及び防犯のための適切な措置を定めております。第2項では、温熱環境の措置、第3項では音環境の措置、第4項では劣化の軽減の対策、第5項では維持管理の配慮。

第10条では（住居の基準）の規模を定めております。第10条第2項で附帯設備について、定めております。第3項におきまして、空気環境を定めております。

第11条の（住戸内の各部）、第12条の（共用部分）につきましても、高齢者への配慮措置、11条は、住居内における高齢者の配慮措置。第12条は（共用部分）における高齢者への配慮を定めております。

次のページをお願いいたします。第13条につきましても、（附帯施設）について定めておりまして、自転車置場、物置、ごみ置場等の設置規定でございます。

第14条（児童遊園）、第15条の（集会所）、第16条（広場及び緑地）、第17条の（通路）につきましては、共同施設の基準について、定めておまして、第14条は利便、安全を確保した適切な位置、規模について、児童遊園の規模を定めています。第15条の集会所につきましては、位置、規模について定めておきます。第16条も同じでございます。第17条は通路についての利便、安全、防災、環境の保全等に支障がないような措置を定めておきます。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行をさせていただきたいということでございます。

以上、御説明を申し上げまして、御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議方、よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

2点ほど、第14条の（児童遊園）というのがございますけれども、現在の村営住宅においても、すべり台とかそういうのが設置されているところがありますけれども、その間に見てみると、草ぼうぼうして、せつかく

すべり台は準備されているけれども、子供たちは遊ぶ様子もないというようなことがたまたま見受けられるわけですが、そういう管理の面、ちゃんと入居されている方々にもちゃんと周知すべきではないかと思う点、1点と。

あと集会所というのが15条にございますけれども、現在の村営住宅の中には集会所が見当たらないと思っておりますけれども、そういう集会できる場所が確保されているのかどうか。その辺。この条例では集会所、入居者の利便を確保した適切なものをつくりなさいという感じを受けられるんですけど、どういうふうになっていきますか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。

1点目の児童遊園等の管理につきましてであります。やはり日ごろから入居者の代表を一応は定めてはいるわけでありまして、この団地の入居者の代表等を通じて、周辺の草刈りとか、そういう管理をしてくださいということを常々申し上げてはいますが、今のところなかなかそういう管理がされていない状況も見受けられます。また日ごろから一応は回ったりして、例えばこの村でいうウイミとか、村内の掃除があるとき等々についても、できるだけ周辺を清掃してくれということは要望してありますが、やっていない箇所も見受けられますので、今後、管理をまた徹底するように入居者とお話をしていきたいと思っております。

次に集会所につきましては、現在この集会所の施設について、なかなかないところもあるわけですが、基本的にはこれから整備等をする場合、そういった集会所もひとつ懸案として盛り込んで、一応は整備をしてくださいという基準ということで解釈をしていますので、現在の既設の村営住宅につきましては、ないところとあるところということになります。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

今のあるところとないところがあると聞いていますけれども、集会所ですよ。じゃあ、あるところはどこ



の団地ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

集会所につきましても、住棟及び児童遊園の配置とありますので、先ほどの上の児童遊園とあわせて集会施設等にあるということを今、申し上げます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

そこでいう集会所というのは、建物の意味、屋根があるという集会所の意味を私は理解したんだけど、そういう意味ではなくて、青空でやってもいいということなんですか。集まればいいという意味の集会所ですか。そういう意味ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほどの集会所につきましても、やはり屋根のついたものとか、屋根がついていなくても、そこら辺の周辺を集会所という感じで一応は考えています。

○ 議長 亀里敏郎君

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友寄祐吉議員

伊江村、この村営住宅に関連してお伺いいたします。

現在、村内には村営住宅が7カ所ですか。そして近年も東江上区内にある村営住宅の改築以来、もう新築はないわけですが、この需要は今ないのかどうかですね。また、個人のアパート建設などは盛んに行われていますが、そういう計画は持っておられますかどうか。お伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

ただいまの御質疑にありました村営住宅の入居の需要につきましても、私たちも需要はあるものだという事で、今理解をしまして、その需要に対して、じゃあ整備計画をどうするかということにつきましても、平成25年度の住宅の基本、マスタープランという施策を検討していますので、そのもろもろ村営住宅を整備する際には、やはり需要、あるいはいろいろ入居の課題とかもありますから、そこら辺で平成25年度にその住宅、マスタープランを計画して、策定して今後検討していくということで今考えています。

○ 議長 亀里敏郎君

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友寄祐吉議員

これはこの条例の中にも、この場所とかいろいろ快適なところに建設するという事にもなっていますが、これはひとつこの場所設定などを検討される場合においては、今現在のこの学校ですね。伊江小と西小の児童生徒の数を見てみますと、今年度、伊江小が101名ですね。そしてまた西小が152名と、もう50名も差が出ていますので、この学校区のこの辺のところも勘案して設置していただきたいと思いますが、どんなですか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

村営住宅の場所がやはり決まりますと、この区にとっては、いろいろと住民が多くなる。子供たちも多くなると、いろんな期待もあることが考えられると思います。友寄議員のお説の両小学校に対する影響もあることは承知しています。そのようなことをやはりどの校区、あるいは各区等の要望等も一応は、さまざまなところから意見を聞きながら、選定をしないと、ただ「村営住宅をつくります」ではいけないと思いますので、総合的に今後勘案しながら、検討をしていきたいと思ひます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村営住宅の整備に関する基準を定める条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村営住宅の整備に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 伊江村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

先ほどは失礼をいたしました。

議案第20号 伊江村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正条項等について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、この条例につきましても、地方分権一括法の制定によるものであります。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、その中で公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで国が政令で定めていた村営住宅における入居者資格における同居親族要件と、同じく入居資格に係る収入基準について、地方公共団体で条例で定めることになったため、本条例案、一部改正案を提案しているものであります。

なお、同居親族要件につきましては、その要件を本村におきましては、その要件を維持した上で高齢者、障害者をはじめとする特に居住の安定を図る必要がある一部の方のみ単身入居許可を維持するという内容になっております。

次のページをお願いいたします。改正の条項等について、説明を申し上げます。第6条におきましては、入居者の資格を定めておりますが、その中の第6条第1項につきましては、1号で現に同居し、または同居しようとする親族があること。これが一般的な条件で同居親族要件であります。ただし書きでアの60歳以上の者から、イ. ウ. エ. オ. カ. キ. ク. 次のページをお願いいたします。ク. に該当する者につきましては、裁量階層ということで、特に居住の安定を図る必要があるということで、単身入居も認めるという内容となっております。

次に（２）収入基準につきましてですが、収入基準のアにつきましては、裁量階層につきましては、これまで現行どおり21万4,000円、それにつきましては、（ア）（イ）（ウ）ということの該当でございます。

次のカにつきまして、アからオまでに掲げる場合の以外の場合、本来階層と呼びますが、つきましても15万8,000円を収入基準ということで定めております。

第２項におきましては、入居の申し込みをした者が身障、精神異常の障害があるため、常時の介護を必要として、かつ、居宅においてこれを受けることができないと。その該当性については、村長は入居資格判定委員会の意見を聞くことができる。という定めであります。

次のページをお願いいたします。この被災市街地復興特別措置法の第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条の第1号各号に掲げる条件を満たすということで、単身入居も可能だという規定であります。次の第23条第2項は、字句の訂正でございます。

最後に附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行を予定しております。

以上、一部改正について、御説明を申し上げ、御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議のほう、よろしくをお願いいたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第24号 伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

休憩します。

(休憩時刻11時54分)

再開します。

(再開時刻11時56分)

副村長 島袋秀幸君。

#### ○ 副村長 島袋秀幸君

議案第24号 伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例の提案理由と、制定条例の内容等について、御説明を申し上げます。

はじめに、提案理由といたしまして、平成24年度林業構造改善事業で整備をしましたウカバ溜池北側に建設をしました緑化木生産施設の設置及び管理に関する条例を定めるにあたり、本村が所有する苗畑、及びこれまで建設、設置をしてきましたハイビスカス展示棟、ハイビスカス育苗施設、ゆり球根保管施設などを包含して、名称を伊江村樹木生産育苗施設として設置条例を定めたいということで、本条例を提案しておりますので、よろしくをお願いいたします。

制定条例について、御説明をいたします。第1条では、本条例の（趣旨）について、定めております。第2条では育苗施設を設置し、農業生産の向上に努め、農業振興及び緑化活動の推進を図り、農村環境の美化に寄与するという設置の目的を定めております。

第3条では、名称と位置を定めておりますが、第1育苗施設は、伊江村字東江上3121番1ということで、これは旧火葬場から下において、リリーフィールド公園は左に曲がりますが、その右側にあるのが第1育苗施設です。その第1育苗施設から、少し東側に行ったところに第2育苗施設、これが伊江村字東江上3115番になります。第1生産施設は、ウカバのため池の南側ハウス、旧種苗供給施設ですね。位置としまして、東江前2839番1、2839番2及び2840番1であります。第2生産施設につきましては、先ほど提案理由で申し述べましたが、今回新しく設置しましたウカバため池の北側に設置した新しいハウスで、東江前3647番1、3647番2、3648番1及び3649番1であります。ここに表記のとおり、ハイビスカス展示棟、ハイビスカス育苗施設、これは平張り施設でございます。ゆり球根保管施設につきましては、ウカバため池の南側の入り口隣りにある保管施設であります。ハイビスカス展示棟につきましては、東江前3613番1及び3614番1、ハイビスカス育苗施設につきましては、東江前3605番、3606番、3607番及び3608番が位置であります。ゆり球根保管施設の位置は、東江前2840番1と定めております。

第4条については、（管理）につきましては、村が直営で行うということを定めております。

第5条におきましては、(1)から(5)までの事業をこの樹木生産育苗施設で、事業を行うということを考えております。

第6条では、（休日及び使用時間）につきましては、(1)(2)(3)が休日であります。第2項で使用時間は午前8時30分から午後5時15分までということであります。

第7条では（利用の許可）から第11条の（利用者等に対する指示）までは、本育苗施設の利用に関する事項を定めているものであります。

第12条の（指定管理者による管理）から、次の第22条（事業報告書の提出）までは、本育苗施設を指定管理者に指定管理をさせる場合の事項について、それぞれ定めております。

最後のページをお願いいたします。第23条は（委任）規定でございます。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行を予定をしております。経過措置で、この条例の施行前に行われたものにつきましては、この条例の規定により施行したものとみなす。という経過措置の見直し規定を定めております。

以上、御説明を申し上げまして、御質疑にお答えをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻12時03分)

再開します。

(再開時刻12時04分)

6番 山城克己議員。

#### ○ 6番 山 城 克 己 議員

伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例の第3条のこの育苗施設のハイビスカス展示棟、これは一緒に、これだけは残して、将来のためにも、今後のためにも、これは抜いていったほうがよろしいのではないかと思いますけれども、育苗施設として位置づけをするのかですね。今後の例えば、今現在も多くの皆さんが観光施設として活用している部分があります。その部分、この条例の中で縛るというよりは、ハイビスカス展示棟に関しては、別個にしたほうがいいんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

山城議員の質疑にお答えいたします。

現在この第1、第2育苗施設というのは、あくまでも緑化木を育成しているわけですが、ハイビスカス園のこの展示棟は、もちろん民泊、観光客にも毎日というぐらいお客さんは入っております。ただし、縛るというよりは、これまでこういった苗畑それからウカバにも両方、現在新しくなるわけですが、縛るというよりは、こういった規定がなかったもので、今回全体を含めて提案した条例であります。

○ 議長 亀里敏郎君

6番 山城克己議員。

○ 6番 山城克己議員

もちろんそうだと思いますけれども、ただこの施設の性格上、ハイビスカス展示棟だけは、その育苗施設やそういう施設とは全く別個の感覚だと思うんです。その辺は、ぜひ今今後、その活用のためにも、内部で今一度検討していただけないものでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ハイビスカス園とは切り離れたほうがいいんじゃないかという御質疑ございますが、生産の状況としては、ハイビスカスも緑化木も同じ体制で今、生産しているわけでございます。ですので、あくまでもこの設置及び管理条例ですので、これも内部で審議した結果、今回提案してあります。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

農林課長からも答弁がありました。山城克己議員の御質疑というのは、やはりこの第6条の（休日及び使用時間）その辺の部分もあるのかなと、個人的には思っておりますが、基本的に今のこのハイビスカス園の現行の運用ですか、それをこの中で制限するものではないと基本的に考えております。ただ第6条で、(1)日曜日及び土曜日、あるいは(2)(3)で、ここで休日を定めておりますので、その辺のときに、そういうハイビスカス園を鑑賞したいという部分もあるのかと思っておりますが、この辺の部分につきましては、職員のシフト制なのか。その辺はまた先ほど課長がいったとおり、内部で詳しくは進めていきたいと思っております。

また、課長からも答弁もありましたが、鑑賞させながら一部、そこでハイビスカスの種苗の分もやっておりますので、そういう育苗施設の中に範疇して、全体的で管理をしていたほうが良いということで、今回ここに入れておりますので、山城議員のこの懸案する部分については、内部で十分検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村樹木生産育苗施設の設置及び管理に関する条例は、  
原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 (休憩時刻12時09分)

再開します。 (再開時刻13時58分)

日程第15 議案第26号 伊江村芸能振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

議案第26号 伊江村芸能振興基金条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げたいと思いますが、  
その前に、訂正方をよろしく願いたいします。

この条例の下の、伊江村芸能振興基金条例を次のように定めたいので、となっておりませんが、これは一部  
改正ですので、次のように改正したいのでということに「定め」を消して「改正し」に訂正方をひとつよろ  
しく願いたいします。

それでは提案理由並びに改正条項の説明を申し上げます。まず提案理由といたしましては、皆さん御存じ  
のとおり、これまで8区輪番制で発表してきました民俗芸能発表会を担当する行政区に対する補助金として、  
内容の充実と担当区の経済的負担を軽減するために、現行の組踊りを含む発表の場合「150万円」を「200万  
円」50万円引き上げると。組踊りを発表しない場合は、現行「120万円」を「150万円」に引き上げたいと考  
えておりまして、その資金に充てるため、今基金を50万円取り崩すという条例になっております。既に平成  
24年度から第5巡目がスタートしておりますが、平成24年度の東江前区から今後8年間50万円引き上げて、  
助成をしたいということでもあります。

次のページ願いたいします。改正の条項ですが、第2条中、基金の額を定めておりますが、この「5,000  
万円」を「4,950万円」に改めるという改正であります。この改正につきましては、今回で一括で平成24年度  
から平成31年までを計上という部分で、いろいろと改正条文を検討しましたが、専門業者と調整の中で、8  
年間にわたるという部分で、相当期間にわたるという部分でとりあえず、平成24年度の部分につきましては、  
本条例の単年度の50万円の減額で提案し議決をいただきました。来年度、平成25年度の補助金の改正につ  
きまして、今後7年間にわたる継続してできる改正の条文を改めて、専門業者と協議をしながら、提案をさせ  
ていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いたいします。

附則で、この条例は、公布の日から施行をさせていただきたいということでございます。

以上で、提案理由並びに条項の説明を終わらせていただきます。御審議方、よろしく願いたいします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

質疑の時間ではございますけれども、少しばかり願います。

去った定例会ですね、私、民俗芸能発表会を持つに当たり、経費がたくさん入ると用するというので、  
この補助金を引き上げてくれと申し上げましたけれども、今回このように実現することができて、ありが  
とうございますとお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。 (休憩時刻14時02分)

再開します。

(再開時刻14時04分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村芸能振興基金条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村芸能振興基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第27号 伊江村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

議案第27号 伊江村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正の条項等について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、学校給食費の全部または一部を予算の範囲内で免除することにより、子育て世代の経済的負担を軽減する施策を推進するために、本条例の一部改正が必要であり、提案をしているものであります。

次のページをお願いいたします。改正条項ですが、第4条というのは給食費の補助ということを規定しておりますが、第4条の次に次の1項を加えるということで、2項で、村内の小中学校に通う児童生徒3人以上の家庭に対し、第3子以降の給食費を予算の範囲内で、全部または一部を免除することができるという改正でありまして、第3子、小中学校にいる兄弟、第3子以降については、給食費を全額あるいは一部免除できるという内容になっております。

附則の第1項で(施行期日)を平成25年4月1日と定め、第2項で、改正条例の適用と経過措置を定めてあります。

以上、御説明申し上げまして、皆さんの御質疑にお答えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

これまで子育て支援というのは、議会の中で訴えてきた者の一人として、一定の評価をしたいと思っております。そこで、本条例の対象者、何名になるのか。

それとこの条例ですれば、いくらぐらいの予算になるのか、平成25年度ですか、よろしく申し上げます。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

ただいまの質疑にお答えいたします。

3子以降の対象者が33名、で193万6,000円を一応見込んでおります。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

先ほども申し上げましたけれども、前進したと。子育て支援が前進したことは評価しますと申し上げましたけれども、そこで33名が対象者だと。今は2人以上、3人、4人産むというのは、経済力からいって、そんなにはいないわけですよ。33名というわけだから、そんなにはいないわけです。そういう意味からすると、第1子も、第2子も、第3子も平等に1,000円なら1,000円、2,000円なら2,000円を割り引いたほうが平等にならないかなと。今第3子から補助するというのは一定評価ですよ。だけれども将来的には、1子も2子にも平等にという立場からすれば、そういうことも考えられないかという、将来的にはぜひそういう方向で、ぜひお願いしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 名城政英君。

○ 教育長 名城政英君

島袋議員の御質疑ですが、今回思い切って、今回まずは質疑の前に説明したいのは今回、去った議会でも意見書を採択していただいた例の財団法人スポーツ振興センターのミルク代の、へき地のミルク代の助成がなくなるということで、それについての要請を採択していただいて、要請書も提出されたということですが、そういうことで今回じゃあそれは、それもミルク代も100万円を超えます。約100万円ぐらいになるんですが、じゃあそれらの100万円をだれが負担するんですかということに今回、平成25年度からなるわけで、それらについても、全児童数、児童生徒数で100万円割るのかということではなくて、その分についても、村で負担しよう。それにあわせて、第3子以降についてはということ、あわせて今回こういうようなことを提案させていただいているわけですが、先ほど御質疑のあった第1子、2子についてもということについては、やはり予算の範囲内ということも明記されますが、それについては、長時間時間をかけて検討していく時期が来るだろうと思っておりますので、それについてはまだちゃんとした回答はできないわけですが、今後そういう面についても、やはり時期を見ながら検討していく時期が来るだろうと思っておりますので、それを答弁とさせていただきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

再度、確認ですけれども、前に補助がありましたミルク代の、今は100万円ということがありましたけれども、今回の100万円と予算では193万6,000円だと、約300万円ぐらいの村費の持ち出しで給食に補助するということになるわけですね。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 名城政英君。

○ 教育長 名城政英君

今、島袋議員からおっしゃった、そのとおりでございますが、それ以外にも実は3年前に非常に牛が値上がりしたときに、学校給食費を値上げいたしました。そのときも痛み分けですよということで、すべて保護者の負担ではなくて、行政も負担しますよということで、そのときも100万円は村負担になっていますので、現段階では、学校給食費の徴収分以外に400万円は村の負担になっていますよということですので、結構、非常に現段階では現在の予算の中では思い切った予算の措置ができたと思っておりますので、そういう御理解をお願いいたします。



○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

村の負担の中で、今幼稚園も本来3,000円ですけれども、2,000円を負担しております。ということを加えていきたいと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

条文の中で、「全部または一部を免除することができる」となっておりますが、全部または一部にする、その基準といいますか、これは何ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

教育長 名城政英君。

○ 教育長 名城政英君

現段階においては、全部、第3子以降については、すべて免除する予定で予算計上をさせていただいておりますが、今後の財政的な面を考えていく中で、もしかすると全部できない時期もあつたときには非常に困るということもありますし、そういった面で、何の何を基準にして全部なのかとか、半分なのかとか、3分の1なのかということではなくて、今後の予算的な財政状況を見たときに、どうしても全部するには厳しいという事態が来たときには、財政的な面で一部免除になることもあるかもしれないという予測を立てながら、条文をつくらせていただいているというような御理解をお願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村学校給食費徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第28号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

議案第28号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由と改正条項等について、御説明を申し上げます。

まずは提案理由といたしましては、沖縄県人事委員会の給与勧告並びに沖縄県の取り扱いに準じ、本村の職員の給与条例を改定する必要があり、本条例を提出しているところでございます。

次のページをお願いします。

改正条項の説明を申し上げます。条例の一部を改正するという部分で、これにつきましては、平成18年の給与構造改革に伴っての一部改革、附則をさらに改正するという条項になっておりまして、附則第7号中は、号給の切り替えに伴う経過措置という部分で、平成18年の給与構造改革に向けまして、号給の切り替えに伴って、給与の格差が非常に大きい職員についての緩和措置をここにうたっているわけですが、その中の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあってはに改め、その差額に相当する額の次に（以下この項において「差額相当額」という。）という部分につきましては、平成25年におきましては、これまでは給与相当額分を経過措置として調整額として支給しておりましたが、平成25年においてはその「2分の1に相当する額（当該額が5,000円）を超える場合は5,000円を減じた額を支給する。」という部分で、以下、平成27年3月31日、失礼しました。同年というのは、平成26年4月1日から、平成27年3月31日までの間は、差額相当額が1万円を超える場合に限り、その超える額を、次は平成27年4月1日から平成28年3月31日にあつては、その差額相当額が1万5,000円を超える額を加えるという改正になっておりますが、具体的に言いますと、伊江村におきましては、平成25年度では5名の職員が、この平成25年の号給の切り替えに伴う経過措置に該当いたします。

平成26年度、平成27年度には、該当者はいないということになっております。

附則で、この条例の施行は、平成25年4月1日から施行をしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第29号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

#### ○ 副村長 島袋秀幸君

議案第29号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正条項等について、御説明を申し上げます。

まず提案理由としてですが、これにつきましても、地方分権一括法の改正に伴う施行による改正となっております。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第二次一括法の施行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の改正に伴い、村が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の有すべき資格基準について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定め

る必要があり、本提案条例を提案しているところであります。

それとこの条例で定める必要ある。とあるんですが、すみませんが、定める必要がある。ですので「が」の挿入をひとつよろしく願いいたします。

以上が提案理由となっております。

次のページ、改正条項について説明いたします。第32条の次に、次の一条を加えるということですが、32条というのは、立ち入り検査を定めておりますが、その次に、技術管理者の資格という部分で、加えるということになっておりますが、まずは技術管理者というのは、どういう資格を持っている方かと言いますと、廃棄物処理法に規定する維持管理に関する技術上の基準に係る、違反が行われないように、当該施設の維持管理業務に従事する、他の職員を監督する。を職務を遂行するのを、技術管理者ということでありまして。そういう技術管理者の資格について、第32条の2の(1)(2)(3)(4)まで定めておりますが、(1)化学部門、上下水道部門、または衛生工学部門の技術士に合格した者は、既にその資格を有しています。(2)技術士でも(1)号に該当する以外の技術者については、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すれば、技術管理者の資格を有するという部分であります。(3)におきましては、その辺は実務経験、その辺の部分と言っておりますが、2年以上、県の環境衛生指導員の職にあった者、これも即、資格を有すると。あと、ニからイにつきましては、4年生大学の医学、薬学、工学、農学、その辺の部分卒業したものについては、2年以上といろいろの規定があります。その中で10年以上、廃棄物の処理に関する技術者の実務に従事した者でも資格を有するという部分であります。(4)で、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると村長が認める者というものにつきましては、一応は一般的には、技術管理講習会修了者がそこに該当するという考え方でありまして。

現、伊江村におきましては、E&Cセンターに2人の職員がその技術管理者の資格を有しているという現状でございます。そこでこの条例は、平成25年4月1日から施行をしたいと思っております。

以上、提案理由並びに改正条項の説明を申し上げまして、御質疑にお答えをさせていただきたいと、よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

今回、技術士法の二次試験というのは、大分難しい試験なので、それを現在、資格したというのは、この技術士を持っているのか、それとも経験でやっているのか。減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部で、結構これほんとに化学の中身もわからないと、なかなか経験でもなかなか難しい部分があるものですから、今後そういった技術士をやっていかないと、経験もいんだけど、もしそういった技術士とか、そういったのを今後、養成していく気があるのかですね。その辺、現代の人が資格がどういった資格なのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

ちょっと説明が舌足らずだったかと思っておりますが、第1号の技術士に合格した人は、そのままその資格を有しているということで、私が申しあげました第4号につきまして、その同等以上、知識及び技能を有すると村長が認める者という部分で、私先ほど2名といいましたが、すみません。3名の方がごみ処理施設技術管理士という部分を認定書を受けておりますので、そこでこの技術管理者の資格を有しているという解釈

でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

技術士法ではなくて、認定という言葉でよろしいですか。技術士法の技術士を持っているわけではないですよ。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

そういうことであります。仲宗根清夫議員がおっしゃるとおり、技術士については、その技術の中で一番最高の資格という部分で、非常に難しい試験ですので、なかなか技術士の資格は難しいと思っていますので、そういう中で伊江村におきましては、その第4号に該当する者が、その技術管理者の資格を有しているということでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

休憩して…。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時29分)

再開します。

(再開時刻14時32分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第19に入る前に、教育行政課長から数字の訂正があるようですので、それを許します。

○ 議長 亀里敏郎君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

先ほど議案第27号の学校給食費徴収条例の一部改正に関して、島袋議員から質問がありました3子以降の対象と金額についての質疑がありました。その中での金額訂正をお願いいたします。

対象者33名で、金額が私「193万6,000円」と申し上げましたが、「138万円」への訂正をお願いいたします。

日程第19 議案第30号 伊江村保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長 島袋秀幸君。

○ 副村長 島袋秀幸君

議案第30号 伊江村保育所設置条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正条項の内容等について、御説明を申し上げます。

まず提案理由ですが、皆さん御存じのとおり、平成24年度において、沖縄振興推進特別交付金で改築をしました東保育所の完成に伴い、東保育所の定員を「60名」から「90名」に変更し、西保育所を廃止し、3保育所から2保育所で保育所を運営するのに伴い、本条例を改正する必要があると提案をしているところであります。

改正の内容等について説明をいたします。別表第2条関係ということで、こちらでは名称、位置及び定員を定めておりますが、その中で伊江村東保育所の項中「60」を「90」、定員数を「60」から「90」に改め、別表中の伊江村西保育所、伊江村字川平238番地の3、定員60を削るという改正内容でございます。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行をさせていただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御質疑にお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

西保育所の廃止ということなんですが、その保育所の跡利用等は考えておられますでしょうか。と言いますのは、今和牛改良組合の事務所が以前から、JAとその建物との契約があって、移転するよというところが以前からあって、今はどういう状況なのか、私ははっきりわかりませんが、その跡利用等について、どういうお考えなのか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 大城勝正君。

○ 村長 大城勝正君

現在のところ、西保育所の跡利用を今考えておりません。実はなぜ保育所の施設を中央保育所と、今の新しい保育所に振り向けたかと申しますと、西保育所は耐震構造の設置された保育所ではございません。それと海の高さから、震災、いろんな状況、津波そういったものを予測したときに、やはり低位置にあるというようなこと。そういったことからすれば、やはり子供たちが安心して住みやすい場所としては、やはり中央保育所と東保育所が妥当だろうということで、今、西保育所は今のところは考えておりませんが、ただ耐震構造が設置されていないということになってくると、やはり公共施設として、これがベターなのか。その件については、これから十分協議をして、内部でいろいろとやったほうが、私はベターだと思っております。その土地を有効に活用するためにも、また建物の一部がそういったものができるのかどうか。その辺が可能であれば、その利用方法を大いに進めるべきものだと思っておりますので、今後の行政の範疇の中で、十分協議をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

今現在、それだけの村内に工事がありまして、本島からの業者の皆さんが空き家を探しているのに、今躍起になっていますね。私の周辺にも1件空き家があって、そこにある業者が寝泊りをしておりますけれども、

先ほど耐震構造の問題もあるということでしたけれども、村内で行っている業者の一定期間の宿泊施設にもなるのではないかと考えられますので、ぜひひとつ御検討をお願いしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。先ほどの建設関連の宿舍とか、そういったところも検討すべきではないかということでしたけれども、前にも申し上げたとおり、若干いろいろ工事の件数も少なくなったりはしてきていますので、先ほどの西保育所のほうに、そういったものができるかどうかは、ちょっと今のところ私たちの作業員としての宿舍的には、ちょっと厳しいところがあると思います。業者は業者でいろんなところを活用して、やはり民間の方々の経済もやったほうがいいのではないかと考えています。しかるに先ほど、議員がおっしゃる利用につきましては、先ほど村長がおっしゃったように内部でいろいろな方面から活用したほうがよろしいかと思えます。

○ 議長 亀里敏郎君

8番 知念一邦議員。

○ 8番 知念一邦議員

東保育所の改築及び西保育所の廃止とありますが、この廃止の理由ですね。定員30名、180名から150名になるわけですが、この待機児童といいますが、その子供たちはいらっしゃらないのかどうか。お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

御質疑にお答えしたいと思います。経緯でございますが、西保育所が昭和55年、中央保育所が昭和59年、4年後に開所しております。昭和53年の宮城沖地震におきまして、甚大な被害があったということで、昭和56年6月1日付、建築基準法が改正をされております。それに伴いまして選定の理由でございますが、昭和59年の中央保育所が耐震構造であるということで、主な選定理由としては、新耐震基準にのっとっているということが、主な要因でございます。

もう1点の待機児童についてでございますが、現在4月1日の入所申し込みが153名、東保育所で90名、中央保育所で63名、あわせて153名の入所承諾書を送付をいたしております。

また、4月1日以降につきましては、0歳児、それから教職員の人事異動あるいは水利事業所の人事異動に伴いまして、ふえていく要素がございますが、それに伴いまして、定員を保育所、定員の弾力化という法律がございますので、その辺につきましては、待機児童が出ないように、受け入れ態勢を整えたいと思っております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

8番 知念一邦議員。

○ 8番 知念一邦議員

わかりました。待機児童のないように、急激に30名、申込み153名と、これから少しずつ変わってくる可能性もあるわけですので、その辺しっかりとお願いをしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江村保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江村保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第31号 用水対策1号溜池工事（2工区）請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明の前に、地方自治法第117条の規定によって、8番 知念一邦議員の退場を求めます。

（8番 知念一邦議員 退場）

本案についての提案理由の説明を求めます。村長 大城勝正君。

#### ○ 村長 大城勝正君

議案第31号 用水対策1号溜池工事（2工区）請負契約の変更について、まず御説明をさせていただきます。

この用水対策1号溜池工事（その2）ですが、契約金額が、当初契約金額が6億3,042万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が3,002万円でした。それを変更による今回の減額が1,102万5,000円、そのうちの消費税額が52万5,000円。契約額の合計を6億1,939万5,000円。そのうち消費税の額として2,949万5,000円を契約を変更したいということでございます。

契約の相手方ですが、有限会社 真組・株式会社 輝男建設・山城電設 建設工事共同企業体。

代表者、伊江村字川平396番地、有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と変更契約をしたいと思います。

主なこれらの用水対策1号溜池工事の請負契約の変更でございますが、用水対策1号アマギ溜池工事は、当初仮設放流水路を東側のシキミズの浸透池、今の知念司牛舎の東のほうに浸透池がございますが、そこへ設置放流の予定でありました。再度いろいろと検討した結果、西側にある既存のアマギ浸透池に放流しても、工事に影響がないことから、仮設放水路を変更したことによって、今回減額の対象になったということが理由の内容でございます。

以上申し上げまして、御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 用水対策1号溜池工事（2工区）請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号 用水対策1号溜池工事（2工区）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

8番 知念一邦議員の入場をお願いします。

（8番 知念一邦議員 入場）

○ 議長 亀里敏郎君

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会時刻14時50分）